

東京2020大会機運醸成動画制作等業務委託 プロポーザル募集要領

1 目的

本業務は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）に向けて、市民の大会機運の醸成を図るべく、東京2020大会で7競技が千葉市の幕張メッセでも開催されること等の周知を目的とした動画を制作するものである。

事業の実施にあたり、委託事業者を企画提案（プロポーザル）方式により募集し、提案内容を総合的に審査して契約予定者を決定する。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 東京2020大会機運醸成動画制作等業務委託
- (2) 業務内容 別紙『東京2020大会機運醸成動画制作等業務委託 仕様書』のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から平成31年8月9日（金）
- (4) 履行場所 本市が指定する場所
- (5) 委託料 6,500,000円（消費税込み）を上限とする。
- (6) 支払条件 完了後、一括払い

3 企画提案の手続き等

(1) スケジュール

ア 事業者募集の開始	平成31年4月26日（金）
イ 質問の期限	平成31年5月10日（金）午後5時
ウ 質問の回答期限	平成31年5月13日（月）
エ 企画提案書の提出期限	平成31年5月24日（金）午後5時
オ 提案審査	平成31年5月31日（金）
カ 選定結果通知	平成31年6月 3日（月）

(2) 質問の提出方法等

本要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

- ア 質問受付期限 平成31年5月10日（金）午後5時まで受付
- イ 質問方法 電子メールで提出すること。（opshinko.POP@city.chiba.lg.jp）
なお、電話・口頭及び期限後の質問は一切受け付けない。
- ウ 回答方法 受け付けた質問に対する回答は、5月13日（月）に千葉市ホームページ上に掲出する。

(3) 企画提案の提出

ア 提出物

- (ア) 企画提案参加申込書 1部
- (イ) 企画提案書 (5部：正本1部、副本4部)

提案書の内容は以下のとおりとする。

①映像のコンセプト

②PR映像の内容

映像の全体校正は、絵コンテ（具体的な映像イメージ）、シナリオ（タイムスケジュール）、（ナレーションがある場合は）ナレーション案も併せて提案すること。

また、以下のポイントがわかるような資料を作成すること

- ・PR映像は視聴者に興味を持たせるための工夫がされている内容になっているか。
- ・PR映像は東京2020大会が千葉市内でも7競技開催されることを分かりやすく伝えられる内容になっているか。
- ・PR映像は会場に応援に行きたくするような内容になっているか。
- ・PR映像(2020.ver)は、東京2020大会がいよいよ近づいてくることを視聴者に伝えられる内容になっているか。

③制作する動画の効果的な活用

④業務実績及びアンブッシュ・マーケティングの知見

⑤スケジュール、実施体制

(ウ) 業務経費見積書（内訳も添付）（5部：正本1部、副本4部）

(エ) 会社案内（パンフレット等）（5部）

(オ) 誓約書 1部

※1事業者1参加申込とする。

イ 提出方法

持参

ウ 提出期限 平成31年5月24日（金）午後5時まで受付

エ 提出場所 千葉市オリンピック・パラリンピック振興課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1

（千葉中央コミュニティセンター2階）

オ その他

(ア) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が公表している大会ブランド基準 (<https://tokyo2020.org/jp/copyright/data/brand-protection-JP.pdf>) を遵守し、アンブッシュ・マーケティングに抵触しないよう注意すること。

(イ) 東京2020 マスコット、大会エンブレムやピクトグラムの電子データを使用する場合は、事前に委託者に申し出ること。なお、使用する際は、各ガイドラインを遵守すること。

また、東京2020 マスコットや大会エンブレム、ピクトグラムの電子データ以外の素材については、原則として受託者の負担で受託者が用意すること。

(ウ) 企画提案書のサイズはA4（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とする

(エ) 企画提案書に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。

(オ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。

(カ) 見積額内訳は、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、合計金額を明記する。また、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠を、可能な限り詳細かつ明確に記載する。

(キ) 正本（1部）は、押印、袋とじとする。副本（4部）は、ホチキス等で留め、フラットファイル等のファイルには綴じずに提出する。

(ク) 提出後の企画提案書の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

(ケ) 企画提案書は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

(4) プレゼンテーションについて

下記の要領で企画提案書提出者によるプレゼンテーションを行う。

ア 日 時 平成31年5月31日（金）

イ 場 所 企画提案書提出者に別途通知

ウ 出席人数 各社3名まで

エ 時 間 20分以内のプレゼンテーションにより実施。

プレゼンテーション後、選考委員による質疑応答を実施。

オ 留意事項

(ア) プレゼンテーションは、提出した企画提案書一式のみに基づき説明することとする。ただし、サンプル動画を使用することは可とする。

(イ) プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は企画提案書提出者の持ち込みとする。なお、スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。

(ウ) プレゼンテーションは、千葉市情報公開条例第7条第1項第5号の規定に基づき、非公開で行う。

(5) 選考結果の通知について

ア 通知日 平成31年6月3日(月)

イ 通知方法 企画提案書提出者全員へ電子メールで結果を通知し、市ホームページで公表。

ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議申立ては受付けない。

4 事業者の選定

(1) 選定方法

ア 千葉市で設置する選考委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い、最優秀提案者を契約予定者として決定する。

なお、最優得点の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選考する。

イ 審査結果は別途文書で通知する。

(2) 審査基準

ア 企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションにより、評価項目の各項目について審査し、総合的に判断して、契約予定者を選定する。

イ 個別評価項目

選考に係る評価項目及び評価の着目点は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点
1 映像のコンセプト	コンセプトの内容が本業務の目的に則しているか。
	コンセプトは分かりやすく、狙いが明確になっているか。
小計(得点:10点満点)	
2 PR映像の内容	PR映像は、視聴者に関心を持たせるための工夫がされている内容になっているか。
	PR映像は東京2020大会が千葉市内でも7競技開催されることを分かりやすく伝えられる内容になっているか。
	PR映像は、会場に応援に行きたくするような内容になっているか。
	PR映像(2020.ver)は、東京2020大会がいよいよ近づいてくることを視聴者に伝えられる内容になっているか。
小計(得点:60点満点)	
3 制作する動画の効果的な活用	動画の活用方法は趣向をこらした内容になっているか。
	動画の活用方法は東京2020大会に向けた機運醸成を図るために効果的な内容になっているか。
小計(得点:10点満点)	
4 業務実績及びアンブッシュ・マーケティングの知見	これまでに、東京2020大会に関わる業務及び動画作成の実績はあるか。
	アンブッシュ・マーケティングに配慮されている内容になっているか。
小計(得点:10点満点)	
5 スケジュール、業務実施体制	スケジュールは適切かつ実現可能か。
	業務の遂行に必要な組織体制と人員が整っているか。
小計(得点:10点満点)	
合計 100点	

(3) 提案の無効に関する事項(不適格事項)

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア 見積額が、本要領2(5)に記載する委託料上限額を超過した場合

- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載や、重大な誤脱があった場合
- エ 企画提案後、契約に至るまでの間に本要領6に掲げる参加資格要件を満たさなくなるなど契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- オ 審査の公平を害する行為があった場合
- カ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合、その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合。

5 契約

- (1) 上記により選定された者を、事業の契約予定者とする。
- (2) 契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、細部について千葉市と協議を行うこと。
なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。

6 参加資格要件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 対象業務の選定結果通知日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
- (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- (7) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (8) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の企画提案書提出期限の日から選定結果通知日までの間に受けている者
- (9) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

7 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、市に帰属する。
- (4) 企画提案書等を提出した者が1者であっても、原則として審査を行う。
- (5) 本企画提案に関連し知り得た情報は、市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
- (6) その他、業務遂行上発生した問題等については、受託者と千葉市で協議の上、対応を決定することとする。